

浜松市告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年8月17日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月17日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道平松舘山寺線	浜松市中央区平松町1500番2から 浜松市中央区平松町1500番5まで	令和8年8月17日	認定区間

浜松市告示第 4 5 6 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令 和 8 年 8 月 1 7 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令 和 8 年 8 月 1 7 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
布橋 31 号線	浜松市中央区布橋一丁目 102 番 7 から 浜松市中央区布橋一丁目 98 番 5 まで	令 和 8 年 8 月 1 7 日	拡 幅 区 間